PRESS RELEASE 報道発表資料



※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2020年10月21日 理事長 清野 智

訪日外客数(2020年9月推計値)

~ 9月:前年同月比 99.4%減の 13.700 人 ~

- ●2020年9月の訪日外客数は、13,700人(前年同月比99.4%減)となり、12か月連続で前年 同月を下回ったものの、6か月ぶりに1万人を超えた。
- ●COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の拡大により、一部の国と日本の間で「ビジネストラ ック」や「レジデンストラック」の運用が開始されているものの、日本における検疫強化、査証 の無効化等の措置が引き続き取られていること、また、欧州を中心に出国制限が解除されている 国があるものの多くの国で引き続き海外渡航制限等の措置が取られていること等が、ビジットジ ャパン重点 22 市場の多くで訪日外客数が 6 か月連続で対前年同月比で 1%にも満たない数字と なる要因となった。
- ●新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界的に旅行需要が停滞している状況にあり、感染症 の推移とともに今後の市場動向を注視していく必要がある。
 - *月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。 https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html 「月別推計値(Excel)」、「国籍/月別 訪日外客数(2003年~2020年)(PDF·Excel)」
 - *最新の市場動向トピックスは、下記リンク参照のこと。 https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html ※9・10月のトピックスは2020年11月末頃に掲載予定。
 - *訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、 外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上 陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者 は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ



企画総室 広報グループ

独立行政法人 国際観光振興機構 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 TEL: 03-5369-3342 FAX: 03-3350-5200

URL: https://www.jnto.go.jp

2020年 訪日外客数•出国日本人数

2020 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers

日本政府観光局(JNTO)

Japan National Tourism Organization (JNTO)

2020年10月21日 21/Oct/2020

(単位:人 / Unit: Persons)

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			(単位:人 / Unit: Persons)			
		日外客数		出国日本人数			
<u> </u>	Visitor Arrivals			Japanese Overseas Travelers			
	2019	2020	伸率 Change %	2019	2020	伸率 Change %	
1	2,689,339	2,661,022	-1.1	1,452,157	1,380,762	-4.9	
Jan.	(2,345,029)	(2,287,755)	(-2.4)				
2	2,604,322	1,085,147	-58.3	1,534,792	1,316,820	-14.2	
Feb.	(2,341,479)	(898,976)	(-61.6)				
3	2,760,136	193,658	-93.0	1,929,915	272,697	-85.9	
Mar.	(2,411,650)	(119,645)	(-95.0)				
4	2,926,685	2,917	-99.9	1,666,546	3,915	-99.8	
Apr.	(2,640,569)	(776)	(-100.0)				
5	2,773,091	1,663	-99.9	1,437,929	5,539	-99.6	
May	(2,455,865)	(108)	(-100.0)				
6	2,880,041	2,565	-99.9	1,520,993	10,663	-99.3	
Jun.	(2,614,533)	(224)	(-100.0)				
7	2,991,189	3,782	-99.9	1,659,166	20,295	-98.8	
Jul.	(2,713,329)	(418)	(-100.0)				
8	2,520,134	<i>*8,700</i>	* -99.7	2,109,568	37,137	-98.2	
Aug.	(2,206,746)						
9	2,272,883	<i>*</i> 13,700	* -99.4	1,751,477	<i>*31,600</i>	* -98.2	
Sep.	(1,913,105)						
10	2,496,568			1,663,474			
Oct.	(2,177,382)						
11	2,441,274			1,642,333			
Nov.	(2,145,425)						
12	2,526,387			1,712,319			
Dec.	(2,292,029)						
1~9	24,417,820	* 3,973,200	* -83.7	15,062,543	<i>*3,079,400</i>	* -79.6	
JanSep.	(21,642,305)						
1~12	31,882,049			20,080,669			
JanDec.	(28,257,141)						

- ◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。
- ◆注2: 訪日外客数のうち、2020年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2019年の値は確定値である。
- ◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。
- ◆注4:()内は、総数のうちの観光客数である。
- ◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、 日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。 駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。
- ♦ Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.
- ◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2020), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.
- ♦Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.
- ♦Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2020年9月 訪日外客数(JNTO推計値)

Visitor Arrivals for Sep. 2020 (Preliminary figures by JNTO)

国∙地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total			
		2019年	2020年	伸率(%)	2019年	2020年	伸率(%)	
		9月	9月		1月~9月	1月~9月		
総数	Grand Total	2,272,883	13,700	-99.4	24,417,820	3,973,200	-83.7	
韓国	South Korea	201,252	1,400	-99.3	4,934,315	480,200	-90.3	
中国	China	819,054	3,000	-99.6	7,402,578	1,028,300	-86.1	
台湾	Taiwan	376,186	800	-99.8	3,736,530	691,100	-81.5	
香港	Hong Kong	155,927	90	-99.9	1,660,886	345,060	-79.2	
タイ	Thailand	62,057	1,000	-98.4	868,443	216,800	-75.0	
シンガポール	Singapore	29,147	30	-99.9	284,644	54,850	-80.7	
マレーシア	Malaysia	28,778	200	-99.3	309,491	75,100	-75.7	
インドネシア	Indonesia	25,021	300	-98.8	282,269	70,300	-75.1	
フィリピン	Philippines	37,758	100	-99.7	402,119	104,600	-74.0	
ベトナム	Vietnam	38,325	2,700	-93.0	376,043	115,900	-69.2	
インド	India	15,895	400	-97.5	135,365	23,600	-82.6	
豪州	Australia	60,498	90	-99.9	449,228	142,890	-68.2	
米国	U.S.A.	127,190	600	-99.5	1,277,007	215,900	-83.1	
カナダ	Canada	28,525	70	-99.8	269,147	52,930	-80.3	
メキシコ	Mexico	6,282	10	-99.8	51,367	9,390	-81.7	
英国	United Kingdom	49,580	100	-99.8	290,419	50,200	-82.7	
フランス	France	26,530	100	-99.6	252,325	41,700	-83.5	
ドイツ	Germany	22,768	90	-99.6	177,104	28,860	-83.7	
イタリア	Italy	13,354	70	-99.5	124,492	13,280	-89.3	
ロシア	Russia	10,454	60	-99.4	83,720	20,890	-75.0	
スペイン	Spain	11,472	70	-99.4	98,674	11,420	-88.4	
中東地域	Middle East	8,678	200	-97.7	67,815	7,400	-89.1	
その他	Others	118,152	2,220	-98.1	883,839	172,530	-80.5	

- ◆注1:本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。
- ◆注2:上記の2019年の数値は確定値、2020年の数値は推計値である。
- ◆注3: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。
- ◆注4:中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国(サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート)を指す。
- ◆注5:新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国:159の国、地域(10月1日現在))
- ◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.
- ◆Note 2. Above figures for 2019 are definitive , while figures for 2020 are the preliminary ones estimated by JNTO.
- ♦ Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents having Japan as their primary place of residence and include travelers entering Japan for the purpose of transit.

 Foreigners entering or re−entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in Visitor Arrivals to Japan. Crew members are excluded.
- Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).
- ♦ Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances. (159 countries or regions are subject to denial of landing as of October 1st).

地域別訪日旅行市場の概況

参考:日本政府は、2020年10月1日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することを決定した(ただし、入国者数は限定的な範囲に留めるとされており、上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の措置は継続されている。)。

1. アジア

①東アジア

- 韓国は、前年同月比 99.3%減の 1,400 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象となっている。なお、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、10月8日から「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」の受付を開始した。
 - 韓国政府による海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が10月18日まで 延長されている。自国民の日本からの入国については、入国後3日以内のPCR検査の受 検及び原則14日間の自宅又は施設での隔離等が義務づけられている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
 - ※ 「レジデンストラック」とは、入国後 14 日間の自宅等待機は維持しつつ例外的に日本と相手国間の往来を認める 仕組みで、主に駐在員の派遣・交代など、長期滞在者用。「ビジネストラック」とは、「活動計画書」の提出等の条 件の下、日本または相手国入国後の 14 日間の自宅等待機期間中も行動範囲を限定した形でのビジネス活動を認め る仕組みで短期出張者用。
- 中国は、前年同月比 99.6%減の 3,000 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象</u>となっている。
 - 4月21日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、14日間の施設での隔離等が求められている。
 - •日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- 台湾は、前年同月比 99.8%減の 800 人であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化の対象</u>となっているが、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、<u>9月8日から「レジデン</u>ストラック」の受付を開始した。
- 台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入国については、14日間の自宅または指定ホテル等での隔離が求められている。
- 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- 香港は、前年同月比 99.9%減の 90 人であった。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府における上陸拒否、検疫強化、査証の</u> <u>効力停止等の対象</u>となっている。
 - ・<u>香港政府による中国本土、マカオ、台湾を除く全ての国・地域への海外渡航の自粛が要請</u>されている。香港市民の日本からの入境については、<u>入境時に検査の受診が求められてお</u>り、検査結果によっては14日間の強制隔離又は入院となる。
 - ・日本への直行便は10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② 東南アジア

- タイは、前年同月比 98.4%減の 1,000 人であった。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象</u>となっているが、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、<u>7月29日から「レジデンストラック」の受付を開始</u>した。
 - ・出国制限はないものの、タイ民間航空局が通常旅客便の運航を引き続き禁止しているため、 出国は実質不可となっている。自国民の日本からの入国については、政府指定施設での14 日間の隔離と PCR 検査の陰性証明および入国時の PCR 検査受診が義務付けられている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている
- シンガポールは、前年同月比 99.9%減の 30 人であった。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象</u>となっているが、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、<u>9月</u>18日から「ビジネストラック」、9月30日から「レジデンストラック」の受付を開始した。
 - 引き続き、シンガポール政府から、一部の国を除き海外旅行の延期勧告が出されている。 自国民の日本からの入国については、指定施設での 14 日間の隔離と隔離終了前の PCR 検 査受診が義務付けられている。

- 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- マレーシアは、前年同月比 99.3%減の 200 人であった。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象</u>となっているが、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、<u>9月8</u>日から「レジデンストラック」の受付を開始した。
 - ・3月18日以降、マレーシア政府から出された活動制限令により出国禁止が継続されている。 自国民の日本からの入国については、14日間の隔離が義務付けられている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- インドネシアは、前年同月比 98.8%減の 300 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象となっている。
 - •3月3日以降、インドネシア政府から出された日本に対する渡航延期勧告が継続している。 自国民の日本からの入国については、14日間の隔離と PCR 検査の陰性証明の提出または PCR 検査受診が義務付けられている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- フィリピンは、前年同月比 99.7%減の 100 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効</u> 力停止等の対象となっている。
 - ・フィリピンにおいて、<u>観光目的での出国が認められていない。</u>自国民の日本からの入国については、14日間の隔離と入国時の PCR 検査の受診が義務付けられている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- ベトナムは、前年同月比 93.0%減の 2,700 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象</u>となっているが、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、<u>7月</u>29日から「レジデンストラック」の受付を開始した。
 - 自国民の日本からの入国については、<u>独立した区域での検査、強制医療申告及び隔離</u>が義務付けられている。
 - 日本への直行便は10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- インドは、前年同月比 97.5%減の 400 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象となっている。
 - ・3 月中にインド政府から発令された海外渡航中止勧告が継続している。自国民の日本からの入国については、PCR 検査陰性証明書提示により政府指定施設での隔離は免除されるものの、インド入国者は原則として最初の7日間の政府指定施設での隔離及びその後7日間の自宅等での隔離が必要とされている。
- 日本への直行便は、10月も引き続き運休となっている。

2. 豪州、北米

- 豪州は、前年同月比 99.9%減の 90 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化の対象</u>となっている。
 - ・3月18日以降、豪州政府により海外渡航禁止が発令されている。自国民の日本からの入国 については、指定された施設における14日間の隔離が義務付けられている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- 米国は、前年同月比 99.5%減の 600 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化の対象</u>となっている。
 - ・8月6日以降、米国政府により、日本への渡航はレベル3の「渡航の再検討」とされた。 自国民の日本からの入国については、14日間の自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周 囲の者と距離を置くよう求められている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- カナダは、前年同月比 99.8%減の 70 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化の対象</u>となっている。
 - ・3月14日以降、カナダ政府による外国への不要不急の渡航制限が実施されている。自国民の日本からの入国については、14日間の隔離が義務付けられている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- メキシコは、前年同月比 99.8%減の 10 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効</u>力停止等の対象となっている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

3. 欧州

- 英国は、前年同月比 99.8%減の 100 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効</u>力停止等の対象となっている。
 - ・日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- フランスは、前年同月比 99.6%減の 100 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象となっている。
 - ・日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- ドイツは、前年同月比 99.6%減の 90 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象</u>となっている。
 - ・ドイツ政府により、日本への不要不急の渡航の自粛が要請されている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- イタリアは、前年同月比 99.5%減の 70 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象となっている。
 - ・自国民の日本からの入国については、14 日間の隔離及び健康観察が義務付けられている。
 - 日本への直行便は、<u>10 月も引き続き運休</u>となっている。
- ロシアは、前年同月比 99.4%減の 60 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効力停止等の対象となっている。

- 自国民の日本からの入国については、<u>帰国前3日以内に指定されたポータルサイトへのPCR</u> 検査の陰性結果を登録した場合を除き、14日間の隔離が義務付けられている。
- 日本への直行便は、10月も引き続き運休となっている。
- スペインは、前年同月比 99.4%減の 70 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、<u>日本政府による上陸拒否、検疫強化、査証の効</u>力停止等の対象となっている。
 - 日本への直行便は、10月も引き続き運休となっている。

4. 中東地域

- 中東地域は、前年同月比 97.7%減の 200 人であった。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大により、中東地域各国も順次、日本政府による上陸拒否、 検疫強化、査証の効力停止等の対象となっている。
 - アラブ首長国連邦及びトルコを除く中東地域各国で国外へ渡航が引き続き規制されている。 国外への渡航規制がないアラブ首長国連邦及びトルコも含め、中東地域各国で、自国民の 日本からの入国については、<u>隔離の推奨、PCR 検査受診の義務付け等</u>、入国後の行動制限 が設けられている。
 - ・日本への直行便は、10月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

(2020年10月12日現在)